

貿易登録（有効期限 2 年間）

※更新時と同じ手続きです

1、下記書類各 1 部ずつご用意の上、窓口にてご申請ください。

- **法人**
- ①貿易関係証明に関する誓約書（窓口配布）
 - ②貿易関係証明業態内容届（窓口配布）
 - ③履歴事項全部証明書（発行 3 ヶ月以内の原本）
 - ④印鑑証明書（発行 3 ヶ月以内の原本）
- **個人**
- ①貿易関係証明に関する誓約書（窓口配布）
 - ②貿易関係証明業態内容届（窓口配布）
 - ③住民票（発行 3 ヶ月以内の原本）
 - ④印鑑証明書（発行 3 ヶ月以内の原本）
 - ⑤開業届又は直近の納税証明書のコピー

※以下にあてはまる場合は各典拠書類も一緒にご提出ください

- 代表者が外国人の方…在留カード又はパスポートのコピー
- 法人設立要件に特定資格(弁護士、税理士等国家資格)を有した場合…所属団体発行の資格証明書
- 中古品の取扱い(中古車の輸出業等)…古物商許可証のコピー
- 越谷市外企業の登録…登記または住民票に記載された住所地区の商工会議所・商工会の会員証明書、地区外登録の理由書（窓口配布）

※以下にあてはまる場合は事前にご申告ください

- 代行業者
- 支店単位での登録
- 複数の商工会議所での貿易登録
- 法人格のない団体の登録

2、登録手続き（最長 1 営業日）が完了したらご連絡いたしますので、非会員の方は登録手数料のお支払いに窓口までお越しください。

- * 窓口配布の書類につきましては、ご郵送での対応も致しますので、担当までご連絡ください。
- * 原産地証明書用紙、事務マニュアルを窓口にて販売しておりますので、必要な場合は手続き時にお申し出ください。
- * 証明書の発給と同時申請をご希望の方は、必ず事前にご相談ください。

貿易登録料	会員：無料	非会員：2, 200円
原産地証明書（100枚綴り）	会員：1, 430円	非会員：1, 650円
事務マニュアル	一律：550円	